

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示	ページ
地方自治法施行令による人口の告示(八六二・市町村合併支援室)の名称の変更(八六三・市町村課).....	1
公平委員会の事務の受託(八六四・市町村課).....	1
鳥獣保護区の設定の一部改正(八六五・八六六・自然保護課).....	2

告 示

秋田県告示第八百六十二号
 平成十六年十一月一日から、仙北郡六郷町、同郡千畑町及び同郡仙南村を廃し、その区域をもって同郡美郷町を設置する処分に伴う地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十七条第一項の規定による同町の人口は、次のとおりである。
 平成十六年十一月一日

二四、二〇七人

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八百六十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙北郡美郷町の区域内の字の名称を次のとおり変更する旨同町長職務執行者から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年十一月一日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の名称

変更後の字の名称

仙北郡美郷町六郷字角館街道西	仙北郡美郷町六郷字琴平西
仙北郡美郷町六郷字角館街道東	仙北郡美郷町六郷字琴平東

秋田県告示第八百六十四号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定により、美郷町の公平委員会の事務を次の規約のとおり受託したので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年十一月一日

秋田県知事 寺田典城

美郷町と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、美郷町(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を秋田県(以下「乙」という。)に委託する。
 (管理及び執行)

第二条 前条の規定により委託された事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、その事務に関する乙の人事委員会規則等の定めるところによるものとする。
 (経費の支弁)

第三条 委託事務を処理する場合において要する経費は乙が支弁し、その経費は甲が負担するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、事務処理に要した実費につき乙が精算した額とし、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第四条 乙は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第六項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例、規則等の制定改廃の場合の措置)

第五条 委託事務の管理及び執行について適用される人事委員会規則等の制定改廃が行われた場合においては、乙は直ちにその旨を書面で甲に通知しなければならない。

2 甲が職員に関する条例、規則等を制定改廃した場合においては、これを書面にて通知するものとする。

(その他必要な事項)

第六条 この規約で定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成十六年十一月一日から施行する。

秋田県告示第八百六十五号

鳥獣保護区の設定(平成七年秋田県告示第七百八十一号)の一部を次のように改正する。

平成十六年十一月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

表荒瀬鳥獣保護区の項を削る。

秋田県告示第八百六十六号

鳥獣保護区の設定(平成八年秋田県告示第六百九十六号)の一部を次のように改正する。

平成十六年十一月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

表七面山鳥獣保護区の項を削る。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766000
FAX 082-8766005
E-mail: matsubara@matsubaranatsuu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社

